

熊本連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結

17 市町村が連携を強化

総合政策課 地域振興係 ☎(232) 2112

町と熊本市は3月30日、熊本連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結しました。熊本市は他15市町村とも連携協約を締結。今後は17市町村で連携を強化し、経済の活性化などの取り組みを進めます。



住民全体の暮らしを支え 魅力的な圏域をつくる

連携中枢都市圏構想は、平成26年度につくられた制度で、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成を図ることを目的としています。

調印式では、連携中枢都市の熊本市の大西一史市長は「圏域の豊かな資源を活用して、地域住民の生活がより良いものになるよう取り組んでいきたい」と期待を込めました。後藤三雄町長は「町が抱える課題に連携して取り組んでいきたい」と抱負を述べました。

3つの主なポイント

① 圏域全体の経済成長のけん引

(熊本市が中枢都市として実施)

- ・ 6次産業化と農工商連携の推進
- ・ 物流機能の強化 など

② 高次の都市機能の集積・強化

(熊本市が中枢都市として実施)

- ・ 高度な医療サービスの提供
- ・ 中枢拠点施設の整備 など

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(17市町村で連携して実施)

- ・ 子育て支援の充実
- ・ 高齢者、障がい者等への支援
- ・ 文化と学術の振興
- ・ 空き家対策等都市空間に関する課題への対応
- ・ 観光の振興
- ・ 持続可能な地域公共交通網の形成
- ・ ICTを活用した広域的な情報発信
- ・ 災害等への対応 など

■ 構成圏域市町村

熊本市、宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、阿蘇市、高森町、南阿蘇村

■ 都市圏協議会の解散

平成18年に設置した「熊本都市圏協議会」は連携中枢都市圏の形成に伴い3月31日に解散しました。

これまで取り組んできた事業は、基本的には圏域市町村が引き続き協働して取り組んでいきます。

熊本市の病児・病後児施設などを 利用できます

① 病児・病後児保育における圏域住民の利用

■ 対象者 小学校3年生までの病児・病後児

(はしかは対象外。インフルエンザやRSウイルスなどは病態で判断)

■ 登録方法 施設窓口で年度登録(市内1施設に登録すると、年度内は市内8施設で利用可)

■ 利用方法 予約時に医療機関からの連絡票(診療情報提供書)を手元に持ち、原則、前日までに施設に電話で申し込んでください。

※キャンセルする場合は必ず決められた時間までに各施設へご連絡ください。

■ 利用料金

- ・ 一般 2千円(昼食代込み)
- ・ 生活保護世帯 無料(保護証明書が必要)
- ・ 住民税非課税世帯 1千円
(住民税非課税証明書(世帯)が必要)

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

② 「街なか子育てひろば」の利用

熊本市現代美術館内の「街なか子育てひろば」の利用と、子育て相談ができます。